

境夢みなとターミナル 指定管理者募集要項

令和元年7月 境港管理組合

目 次

第1 公募の概要	2
1 公募の趣旨及び目的	
2 管理の基本指針	
第2 施設の概要	2
第3 ターミナル施設の管理運営	3
1 管理運営方針	
2 法令等の遵守	
3 業務内容及び管理運営基準	
4 指定管理者が行う自主事業	
第4 応募資格	4
1 応募資格	
2 複数の法人等による応募	
第5 応募方法	6
1 応募書類	
2 応募書類の取扱い	
3 募集要項等の配布	
4 説明会等の開催	
5 応募に関する質問	
6 応募書類の提出	
7 スケジュール	
第6 指定管理者の選定等	8
1 選定等の日程	
2 選定方法等	
第7 指定期間	11
第8 管理運営経費	11
1 委託料の支払方法等	
2 利用料金	
第9 指定管理者と境港管理組合との責任分担	12
第10 管理運営状況評価及び評価結果の次回選定への反映	13
1 管理運営状況評価	
2 評価結果の次回選定への反映	
第11 指定管理者の指定及び協定の締結	13
1 指定管理者の指定	
2 協定の締結	
3 留意事項	
第12 その他	14

第1 公募の概要

1 公募の趣旨及び目的

境港管理組合は、境夢みなとターミナル（以下「ターミナル施設」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行う。

2 管理の基本指針

- (1) ターミナル施設は地方自治法に基づく公の施設であり、その利用に際しては公平に取扱うとともに、行政の代行としての基本姿勢に立った適正な管理運営に努め、住民の信頼に応えること。
- (2) 指定管理業務の遂行に当たり、外国人観光客等を中心とした観光客が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、周辺の関連施設と連携を図りながら、ターミナル施設の運営を通じて観光の振興を目指すこと。
- (3) 指定管理者は、ターミナル施設の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営などにより、ターミナル施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すこと。
- (4) ターミナル施設の設備について、日常又は定期において必要な保守業務及び点検業務を行うとともに、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

第2 施設の概要

名称	境夢みなとターミナル
所在地	境港市竹内団地252番2
設置目的	DBS フェリー及びクルーズ客船（以下「客船」という。）の円滑な受入れによって、外国人観光客を中心とした観光誘客の拡大に繋げるとともに、夢みなとタワーやサイクリングロード、既存商業施設等と連携した竹内南地区の賑わいづくりに貢献する。
構造	鉄骨造 2階建（延床面積約3,800㎡）
建築面積	4,055.8平方メートル
敷地面積	約37,000平方メートル
主な施設内容	・CIQエリア（※1） ・待合エリア ・事務・会議スペース ・0Aフロアスペース（2室） ・展望デッキ（2階） ・駐車場 （注）ターミナル施設内の一部は、SOLAS制限区域（※2）となっている。

管理運営する対象範囲については別紙1「指定管理業務位置図」を、施設概要は別紙2「施設図面」及び別紙3「階別主要施設一覧表」を参照すること。

※1 CIQエリアとは、税関、出入国、検疫等の手続を行うエリアのこと。

※2 SOLAS制限区域とは、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「国際船舶・港湾保安法」という。）に基づく国際埠頭施設における人及び車両等の出入管理、監視等を行う制限区域のこと。国際船舶・港湾保安法に基づき設置する保安設備（監視カメラ、フェンス等）の管理は、境港管理組合が行う。

第3 ターミナル施設の管理運営

1 管理運営方針

指定管理者は、別冊「境夢みなとターミナルの管理運営基準」を理解の上、その内容について、遵守するものとする。

2 法令等の遵守

ターミナル施設の管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- (1) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）、港湾法施行令（昭和 26 年政令第 4 号）、港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (4) 境港港湾施設条例（昭和 45 年条例第 3 号）、境港港湾施設条例施行規則（昭和 45 年港湾管理委員会規則第 4 号）
- (5) 境港管理組合情報公開条例（平成 14 年条例第 2 号）、境港管理組合情報公開条例施行規則（平成 14 年管理組合規則第 22 号）
- (6) 境港管理組合個人情報保護条例（平成 18 年条例第 9 号）、境港管理組合個人情報保護条例施行規則（平成 18 年管理組合規則第 5 号）
- (7) 境港管理組合行政手続条例（平成 18 年条例第 10 号）
- (8) 施設維持、設備保守点検に関する法令等
 - ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
 - イ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
 - ウ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
 - エ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
 - オ 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- (9) その他関連法令

3 業務内容及び管理運営基準

(1) 業務内容

指定管理者が実施する業務内容は、次の業務とする。

- ア ターミナル施設の維持管理に関する業務
- イ クルーズ客船・DBSフェリー受入に関する業務
※ターミナル施設以外の中野地区、昭和南地区、昭和北地区での受入を含む。
- ウ 施設の利用許可、利用料金の徴収に関する業務

(2) 業務内容及び管理運営基準の詳細については、別冊「境夢みなとターミナルの管理運営基準」を参照すること。

なお、指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、業務の一部については、境港管理組合と協議の上、委託し、又は請負わせることができる。

4 指定管理者が行う自主事業

- (1) 指定管理者は、3の(1)に定める業務のほか、ターミナル施設の利活用促進や地域の賑わいの創出のために必要な事業を自主事業として行うことができる。
- (2) 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ境港管理組合と協議し、承認を得なければならない。なお、自主事業が施設利用上又は管理運営上ふさわしくない場合は、承認しない。
- (3) 事業計画書において提案された自主事業の可否については、境港管理組合と協定を締結する際に改めて協議するものとする。

第4 応募資格

1 応募資格

ターミナル施設の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。なお、(1)、(5)から(9)まで及び(12)については、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

- (1) 鳥取県内又は島根県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有していること。ただし、当該事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (2) 面接審査の日の前日において、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、管理組合から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。
- (3) 面接審査の日の前日において、管理組合が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
- (4) 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- (6) 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次のアからカまでのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。
 - ア 暴力団員を経営幹部とすること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
 - エ 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。

オ 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

カ 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

- (8) 国税若しくは地方税又は使用料（境港港湾施設条例その他境港管理組合が定める条例に規定される使用料をいう。）を滞納していない法人等であること。
- (9) 境港管理組合議会の議員、管理者、副管理者、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する境港管理組合の職員、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等でないこと。
- (10) 応募の日において、地方自治法第244条の2第11項の規定により境港管理組合から指定管理者の指定を取り消された法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあつては、当該取消の日から起算して3年を経過していること。
- (11) 応募の日において、指定取消法人等にあつては、当該取消に係る境港港湾施設条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。
- (12) (10)及び(11)の応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

2 複数の法人等による応募

ターミナル施設のサービスの向上又は指定管理業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができることとする。この場合においては、次の事項に留意すること。

- (1) グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- (2) グループの構成団体間における指定管理業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。
- (3) 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。
- (4) 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。
- (5) グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、1に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。
- (6) 第5の1の応募書類の②から④まで及び⑦から⑩までは、構成団体ごとに提出すること。

第5 応募方法

1 応募書類

以下の書類を正本1部及び副本14部（複写可）の計15部提出すること。

	書 類 等	グループ構 成員ごと に提出	様 式
①	指定管理者指定申請書		様式1
②	指定申請に係る誓約書	○	様式2
③	法人等の概要	○	様式3
④	一定規模以上（延床面積 500 m ² 以上）の公共的施設の管理業務実績	○	様式4
⑤	事業計画書 （令和2年度から令和6年度までの事業計画について提案すること）		様式5
⑥	グループ結成協定又はこれに相当する書類 （グループで申請する場合に提出すること）		任意様式
⑦	定款、寄附行為又はこれに類するもの	○	
⑧	貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの （直近3年間）	○	
⑨	法人の登記事項証明書 （法人以外の場合はこれに類するもの）	○	各種証明書
⑩	納税証明書（直近のもの） 法人税、消費税及び地方消費税。本店所在地の県民税及び市町村民税	○	

2 応募書類の取扱い

(1) 著作権

応募団体等（グループ応募した応募団体等を含む。以下同じ。）から提出された応募書類の著作権は、応募団体等に帰属する。

ただし、指定管理者に選定された応募団体等の応募書類については、境港管理組合がターミナル施設の管理運営内容の公表その他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。

(2) 特許権等

応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募団体等が負う。

(3) 返却

提出された書類は返却しない。

3 募集要項等の配布

募集要項等は、境港管理組合の次の窓口及びホームページ (<http://www.sakai-port.com/>)にて配布する。

※郵送での配布は行わない。

【 窓 口 】

境港管理組合総務課

住所 鳥取県境港市大正町 215 みなとさかい交流館 3階

電話 0859-42-3706

4 説明会等の開催

申請予定団体等に対する説明会、現地見学会を開催する。参加を希望する申請予定団体等は、様式7「説明会・現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、令和元年7月31日(水)17時15分までに、下記の電子メールアドレスあてに電子メールで申し込むこと。この際、必ず受信確認の設定を行うこと（以下、募集に関する質問についても同様とする。）。

【電子メールアドレス】 sakai-port@pref.tottori.lg.jp

(1) 説明会・現地見学会

- ア 開催日 令和元年8月2日(金) 13時30分から
- イ 集合場所等 夢みなとタワー第3会議室(境港市竹内団地)
- ウ 予定時間 13時30分から16時30分まで
- エ 内容 説明会及びターミナル施設の建設現場見学

(2) 客船受入業務の現地説明会

- ア 開催日 令和元年8月9日(金) 5時30分時から
- イ 集合場所等 昭和南岸壁(様式7「説明会参加申込書」参照)
- ウ 予定時間 5時30分から12時まで
- エ 内容 DBSフェリー及びクルーズ船(ダイヤモンド・プリンセス)受入業務の実務について説明

5 応募に関する質問

募集要項等の配布資料について質問がある場合は、様式6「質問書」を7の期間内に、4の電子メールアドレス宛てに電子メールで送付すること。

電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。

6 応募書類の提出

応募書類は、令和元年9月24日(火)から同年9月30日(月)までの間、午前9時から午後5時までに3の窓口まで持参すること。

なお、郵送、FAX、電子メール等による提出は、一切受け付けない。

また、提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めないものとする。ただし、境港管理組合が追加提出を求める場合は、この限りではない。

7 スケジュール

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	令和元年7月26日（金）から
質問事項の受付	7月26日（金）から9月13日（金）まで
質問への回答	8月2日（金）から9月20日（金）まで ※随時回答
説明会・現地見学会	8月2日（金）13時30分から16時30分まで
客船受入業務の 現地説明会	8月9日（金）5時30分から12時まで DBSフェリー及びクルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス） 受入業務の実務について説明
募集の受付期間	9月24日（火）から9月30日（月）まで
面接審査	10月上旬 （時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。）
審査結果の通知	10月中旬
指定管理者の指定	11月（議会の議決を経て行う。）
協定の締結	指定後、速やかに行う

第6 指定管理者の選定等

1 選定等の日程

(1) 面接審査等

指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の審査に当たっては、令和元年10月開催予定の審査委員会において、第5の1の書類により面接審査を行う。この場合において、面接審査の日時、場所、実施方法等は別途通知する。

(2) 審査結果の通知

選定基準に照らして総合的に判断し、最も適当であると認められる内容の申請をした者を指定管理候補者として選定する。

結果については、申請者全員に書面で通知する。なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に指定管理者が(5)に該当することが判明した場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理候補者を選定することがある。

(3) 審査委員会の審査結果に対する異議申出

ア 申請者は、審査委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に境港管理組合管理者に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、第5の3の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする団体の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 境港管理組合管理者は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査委員会の審査に付し、異議申出者等から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を申請者全員に通知する。なお、再審査結果に対する異議申

出はできない。

(4) 指定及び公表

指定管理候補者は、境港管理組合議会での議決を経た後に、境港管理組合管理者が指定管理者として指定する。その後、審査結果について、申請した法人等の名称、点数等を指定管理者に指定した団体の事業計画書と併せて、ホームページ等で公表する。

指定管理者の指定後、指定管理者に指定された者が(5)に該当することが判明した場合は、指定を取り消すことができる。

(5) 選定対象の除外等

次のいずれかの該当する場合は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。また、(4)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消すことができる。

- ア 審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- イ 複数の事業計画書を提出したとき。
- ウ 審査委員会の委員に個別に接触したとき。
- エ 提出書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。
- オ 提出書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- カ 提出書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。
- キ その他不正な行為があったとき。

2 選定方法等

(1) 選定方法

境港港湾施設条例第8条第2項及び第3項の規定に基づき、学識経験者等の委員で構成する審査委員会を設置し、選定基準に基づいて各委員が評価を行い、指定管理候補者の選定を行う。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

	選定基準	審査基準	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること	基本的使命や目標を理解しているか 指定管理者を希望する理由は適切か 管理運営の方針は適切か 倫理法令等（個人情報保護、情報の公開等）の遵守する姿勢があるか	10
2	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること	法人等の財政基盤・経営基盤は安定しているか 管理運営の組織・職員の職種等は適切か 日常の職員配置は適切か 人材育成は適切か 一定規模以上の公共的施設の管理業務実績があるか 収入の見積もり、考え方は適切か 支出計画の見通しは適切か、管理経費の効率化が図られているか	20
3	施設を適切に維持管理することができること	開館時間、休館日の設定は適切か 施設設備の維持管理・衛生管理の手法・体制は適切か SOLAS警備の手法・体制は適切か 維持管理業務の外部委託の考え方は適切か クルーズ客船の受入手法・体制は適切か DBSフェリーの受入手法・体制は適切か 客船受入業務の外部委託の考え方は適切か 利用料金の設定は適切か 利用許可手の手法は適切か 利用料金の徴収方法は適切か 火災・盗難・災害などの事故事件の防止 緊急時の体制・対応は適切か 利用者の苦情トラブルの未然防止と対処方法	30
4	施設の効用を最大限に発揮させるものであること	乗船客等の案内・誘導に創意工夫がなされているか 乗船客等が再訪意欲を持つための創意工夫がなされているか 物販ブースの運営や両替サービスの提供、二次交通との連携など乗船客等へのサービスに創意工夫がなされているか 外国人観光客への対応に創意工夫がなされているか 関係者との連携、役割分担は適切か 情報の収集・PR、広報の手法は適切か、効果が見込まれるか 利用者ニーズの把握と対応策は適切か	15
5	指定管理者が行う自主事業は施設の利活用を促進させるものであること	施設利用者のサービス・利便を促進・補完する事業であるか 近隣施設等と連携して地域の賑わい創出につながる事業であるか 客船寄港時以外の利用促進が図られる事業であるか 集客を見込める事業であるか 指定管理者が自らの責任と費用によって確実に運営できる事業であるか	25

第7 指定期間

指定期間については、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないとする場合など、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し等を行うことがある。

第8 管理運営経費

1 委託料の支払方法等

境港管理組合は、ターミナル施設の管理運営に必要な経費として委託料を支払う。

指定期間中の委託料の総額は、524,916千円（各年度の委託料は次の表のとおり）を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。

〔年度別委託料内訳〕

（単位：円）

年度	委託料	うち消費税
令和2年度	105,388,000	9,580,727
令和3年度	104,873,000	9,533,909
令和4年度	104,873,000	9,533,909
令和5年度	104,873,000	9,533,909
令和6年度	104,909,000	9,537,181
合計	524,916,000	47,719,635

※詳細は、別紙4「収支積算参考資料」を参照

法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として境港管理組合は新たな税率で委託料を再算定して委託料を変更する。

なお、委託料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

2 利用料金

管理運営に当たっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を採用する。

詳細は、別冊「境夢みなとターミナルの管理運営基準」を参照すること。

第9 指定管理者と境港管理組合との責任分担

境港管理組合及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、境港管理組合及び指定管理者が締結する協定で定めるものとする。

項 目		責 任	
		境港管 理組合	指定管 理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等は設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他境港管理組合又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、委託業務が実施できないことによる利用料金収入の減	協議事項	
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設の管理の観点から、境港管理組合が指定管理者に貸与する備品の更新及び境港管理組合が新たに貸与する備品の購入（ただし、委託料等による購入を境港管理組合が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	その他の備品の購入		○
指定管理者の責めによらない利用料金又は管理経費の著しい増減		協議事項	
火災保険の加入		○	
指定管理業務に要する経費（上記のうち境港管理組合の責任分担とされたものを除く。）の負担			○
包括的管理責任		○	

※ 協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※ 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※ 備品とは、性質及び形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

第 10 管理運営状況評価及び評価結果の次回選定への反映

1 管理運営状況評価

境港管理組合は毎年度、指定管理者の年間を通じた管理運営状況等について評価を行い、その結果を公表する。

2 評価結果の次回選定への反映

境港管理組合は、1 の評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

第 11 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和元年度境港管理組合議会 11 月定例会の議決を経て行う。

2 協定の締結

- (1) 指定の告示後、指定管理者は境港管理組合と細目について協議し、速やかに協定を締結する。
- (2) 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。
 - ア 指定管理者の責務
 - イ 業務範囲に関する事項
 - ウ 利用料金の取り扱いに関する事項
 - エ 境港管理組合が支払う委託料の額及び支払方法等に関する事項
 - オ 事業報告書に関する事項
 - カ 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項
 - キ 責任分担に関する事項
 - ク 個人情報の保護その他の管理上の留意事項
 - ケ その他

3 留意事項

- (1) 1 により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく 2 の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。
- (2) 1 により指定管理者の指定を受けた者が 2 の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - ウ 2 により締結した協定について、協定の締結後、委託業務に関し、事情が変更したと

き又は特別な事情が生じたときは、境港管理組合と1の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を変更することができる。

- (3) 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、委託業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を境港管理組合に求めるときは、境港管理組合は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。
- (4) 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮等、境港管理組合が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

第12 その他

- 1 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 2 応募受付後に申請を取り下げの場合は、様式8「取下書」を提出するものとする。
- 3 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。
- 4 施設改修計画

指定管理開始後、利用者及び住民の施設利用促進、利便向上及び経営の効率化のために施設改修を希望する場合は「境夢みなとターミナル改修計画書」を下記に留意の上、指定申請と併せ提出すること。

〔留意事項〕

- (1) 提出された改修計画は指定予定期間中に改修することを約束するものではない。
実際の改修に当たっては、改めて境港管理組合と改修計画について協議すること。
- (2) 改修計画に制限は加えない。ただし、公序良俗に反するものでないこと。
- (3) 改修事業に係る資金計画及び指定予定期間中の収支計画を添付すること。
なお、改修に要する費用は、全額、指定管理者の負担として計画をすること。
ただし、指定管理者と協議の上、改修計画のうち、公の施設としての機能を有する部分で、かつ境港管理組合が必要と判断したものについては、その費用の全部又は一部を負担することがある。
- (4) 様式は自由（日本工業規格A4縦長型・横書き）とする。ただし、図面はこの限りではない。
- (5) 改修計画の全部又は一部を実施しないことで、指定管理者に損失が発生した場合、境港管理組合はその責任を負わない。

5 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
境港管理組合は地方自治法第224条の2第11項に基づき、指定の取消をすることができる。
その場合は、境港管理組合に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。
- (2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合
境港管理組合及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとする。

【 担 当 】

境港管理組合 総務課港営係

住所 鳥取県境港市大正町 215

電話 0859-42-3706

FAX 0859-42-3735